

揭示文書一覽(市長分)

令和7年11月6日

種別	番号	題 名	主 管 課
規則	55	姫路市立生涯学習大学校学則の一部を改正する規則	生涯学習大学校
規則	56	姫路市立好古学園大学校学則の一部を改正する規則	好古学園大学校
規則	57	姫路市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則	リサイクル課
告示	539	指定障害福祉サービス事業者の指定について	監査指導課
告示	540	指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定について	監査指導課
告示	541	指定障害児相談支援事業者の指定について	監査指導課
告示	542	指定障害福祉サービス事業者の廃止について	監査指導課
告示	543	指定障害児通所支援事業者の廃止について	監査指導課
告示	544	指定自立支援医療機関の所在地の変更について	障害福祉課
告示	545	指定自立支援医療機関の名称の変更について	障害福祉課
公告	608	首都圏向けデジタル広告業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について	ひめじ創生戦略室
公告	609	道路の位置の指定について	建築指導課
公告	610	収容動物の公示について	動物管理センター

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市規則第 55 号

令和 7 年 11 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立生涯学習大学校学則の一部を改正する規則を公布する。

姫路市立生涯学習大学校学則の一部を改正する規則

姫路市立生涯学習大学校学則（昭和 56 年姫路市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「（コースによる講座）」に改め、同条第 1 項中「生涯大学校」の次に「の講座」を加え、「別表第 1」を「別表」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（短期集中特別講座）

第 3 条の 2 条例第 3 条第 2 項の規定により短期集中特別講座を置く。

2 短期集中特別講座は、座学講座及び実技講座に区分する。

3 短期集中特別講座の定員は、座学講座にあつては 40 人、実技講座にあつては 80 人の範囲内で学長が別に定める。

4 前 3 項に定めるもののほか、短期集中特別講座の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 5 条第 3 項を削る。

第 10 条第 1 項中「別表第 2 に定めるとおりとし、」を「30 分につき 200 円とし、短期集中特別講座の実施予定時間に基づき算出した額を」に改める。

第 11 条第 1 項及び第 2 項並びに第 12 条第 1 項中「の各号」を削る。

第 12 条の 2 第 1 項中「授業を」を「講座を終日」に改め、「の各号」を削り、同条第 2 項中「学長は、」を削り、「かかわらず」の次に「、学長が必要と認めるときは、」を加え、「見学、実習」を「講座」に改める。

別表第1 古代日本史コースの項中「90」を「70」に改め、同表中世日本史コースの項中「70」を「90」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に入学した者に係るコース、修業年限、学年定員及び年間受講回数について適用し、同日前に入学した者に係るコース、修業年限、学年定員及び年間受講回数については、なお従前の例による。

姫路市規則第 56 号

令和 7 年 11 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立好古学園大学校学則の一部を改正する規則を公布する。

姫路市立好古学園大学校学則の一部を改正する規則

姫路市立好古学園大学校学則（昭和 56 年姫路市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表大学課程の項中「430 人」を「435 人」に改める。

第 6 条中「大学課程に入学を志願する者で次の各号のいずれかに該当するものは」を「学長は、大学課程に入学させることが不適當であると認める者については」に改め、同条各号を削る。

第 11 条第 1 項中「の各号」を削る。

第 16 条第 1 項中「大学課程又は大学院課程を卒業し、又は退学した者が大学課程において受講した学科と異なる学科に」を「次の各号のいずれかに該当する者が」に改め、「1 回に限り」を削り、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 大学課程を卒業した者であって、次のいずれにも該当するもの

ア 大学院課程に進学しなかった者

イ 再入学しようとする年度の前年度に好古学園に学習の籍を置いていない者

(2) 大学課程を退学した者であって、再入学しようとする年度の前年度に好古学園に学習の籍を置いていないもの

(3) 大学院課程を退学した者であって、再入学しようとする年度の前年度に好古学園に学習の籍を置いていないもの

第 16 条に次の 1 項を加える。

3 学長は、大学院課程を卒業した者が再入学を志願するときは、再入学を許可することができる。

第17条第1項中「授業を」を「講座を終日」に改め、「の各号」を削り、同条第2項中「学長は、」を削り、「かかわらず」の次に「、学長が必要と認めるときは、」を加える。

別表音楽科の項中「30」を「35」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の改正以後に大学課程に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

姫路市規則第 57 号

令和 7 年 11 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

姫路市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果
の縦覧等の手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則

姫路市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則（平成 14 年姫路市規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 4 条第 2 号」を「第 4 条第 2 項」に改め、同条第 2 項中「午前 8 時 35 分から午後 5 時 20 分」を「午前 9 時から午後 5 時」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、第 1 項に規定する縦覧に供しない日又は前項に規定する縦覧の時間を変更することができる。

第 5 条中「の各号」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

姫路市告示第 539号

令和 7年11月 6日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により告示する。

記

1	事業者の名称及び 所在地	株式会社ミストラルサービス 京都府福知山市長田大野下2737番地12
	事業所の名称及び 所在地	訪問介護ルミナス姫路 姫路市宮西町三丁目13番地
	指定年月日	令和7年（2025年）11月1日
	指定事業の種類	居宅介護、重度訪問介護
	指定事業所番号	2814004277
2	事業者の名称及び 所在地	株式会社プラスアルファ 姫路市広畑区正門通三丁目9番地8
	事業所の名称及び 所在地	リハビリ特化型デイサービスぷらす・あるふぁ 姫路市広畑区正門通三丁目9番地12
	指定年月日	令和7年（2025年）11月1日
	指定事業の種類	生活介護（共生型）
	指定事業所番号	2814004285

3	事業者の名称及び 所在地	アズ不動産株式会社 大阪府豊中市服部豊町一丁目 1 1 - 2 3 アイシス服部 3 - G 号室
	事業所の名称及び 所在地	アズのいえ 姫路市御立東六丁目 4 番 4 号
	指定年月日	令和 7 年（2025年） 1 1 月 1 日
	指定事業の種類	共同生活援助（介護サービス包括型）
	指定事業所番号	2 8 2 4 0 0 0 5 9 6

姫路市告示第 540号

令和 7年11月 6日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者及び第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者を指定したので、第51条の30第1項及び第2項の規定により告示する。

記

事業者の名称及び 所在地	株式会社 a c c e p t 梢枝 姫路市西庄甲65番地5
事業所の名称及び 所在地	相談支援事業所 小林 姫路市西庄68番地3 玲巧ハイツ八丁101
指定年月日	令和7年（2025年）11月1日
指定事業の種類	地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援
指定事業所番号	2834000677

姫路市告示第 541号

令和 7年11月 6日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定障害児相談支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37の規定により告示する。

記

1	事業者の名称及び 所在地	株式会社 a c c e p t 榎枝 姫路市西庄甲65番地5
	事業所の名称及び 所在地	相談支援事業所 小林 姫路市西庄68番地3 玲巧ハイツ八丁101
	指定年月日	令和7年（2025年）11月1日
	指定事業の種類	障害児相談支援
	指定事業所番号	2874000462

姫路市告示第 542号

令和 7年11月 6日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定障害福祉サービス事業者の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による届出があったので、同法第51条の規定により告示する。

記

1	事業者の名称及び 所在地	株式会社アンビス 東京都中央区京橋一丁目6番1号
	事業所の名称及び 所在地	医心館訪問介護ステーション姫路 姫路市宮西町三丁目13番地
	廃止年月日	令和7年（2025年）11月1日
	指定事業の種類	居宅介護、重度訪問介護
	指定事業所番号	2814004236

姫路市告示第 543号

令和 7年11月 6日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定障害児通所支援事業者の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による届出があったので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

記

1	事業者の名称及び 所在地	特定非営利活動法人はなのいえ 姫路市青山北3-13-8
	事業所の名称及び 所在地	NPO法人はなのいえ児童発達支援事業所 姫路市青山北3-13-8
	廃止年月日	令和7年（2025年）10月1日
	指定事業の種類	児童発達支援
	指定事業所番号	2854001068

姫路市告示第 544号

令和 7年11月 6日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定自立支援医療機関の所在地の変更について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、下記の指定自立支援医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第69条の規定により告示する。

記

変更年月日	開設者の 名称	開設者の 住所	医療機関の名称	変更前の医 療機関の所 在地	変更後の医 療機関の所 在地
令和3年9 月1日	姫路はま 矯正歯科	姫路市南新 在家7－8	姫路はま矯正歯科	姫路市駅前町 338WAT ビル5階	姫路市駅前町 338WAT ビル2階

姫路市告示第 545号
令和 7年11月 6日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定自立支援医療機関の名称の変更について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、下記の指定自立支援医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第69条の規定により告示する。

記

変更年月日	開設者の名称	開設者の住所	変更前の医療機関の名称	変更後の医療機関の名称	医療機関の所在地
令和7年9月1日	株式会社 ぼうしや 薬局	姫路市駅前 町259番 地	ぼうしや調剤薬局 船場店	ぼうしや薬局 船場店	姫路市博労町 65

令和 7年11月 6日

姫路市長 清 元 秀 泰

首都圏向けデジタル広告業務委託に係る公募型プロポーザルの実施
について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

首都圏向けデジタル広告業務委託

(2) 業務の概要

首都圏に向けデジタル広告を活用した効果的なプロモーションを行い、姫路市で暮らすことの魅力や移住促進に向けた取組を首都圏に向けて広く発信し、移住者の増加につなげることを目的として実施するもの。

(3) 履行場所

東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県内

(4) 業務期間

契約を締結した日から令和8年3月31日まで

(5) 提案上限金額

8,000千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 プロポーザルの実施

- (1) 本件は、首都圏向けデジタル広告業務委託公募型プロポーザル募集要項に基づき実施する。

首都圏向けデジタル広告業務委託公募型プロポーザル募集要項は、姫路市役所ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000027524.html>)

(2) 担当部署及び連絡先

姫路市政策局ひめじ創生戦略室

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話：079-221-2833

姫路市公告第 609号
令和 7年11月 6日

姫路市長 清 元 秀 泰

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

記

指定道路の種類	指定番号	指定年月日	指 定 道 路 の 位 置	幅員	延長
法第42条第1項第5号	6-19	令和7年 (2025年) 11月5日	姫路市別所町小林字国木1番3、2 番4及び3番4	m ① 5.00～ 5.01	m ① 33.45
				② 4.50	② 5.00

姫路市長 清 元 秀 泰

収容動物の公示について

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定により、下記の動物を収容したので、公示します。

記

収容年月日	収容場所	種類	種別	性別	毛色	体格	特徴	負傷の程度	保管の場所
令和7年 10月3日	姫路市四郷町見野	猫	ミックス	不明	白キジ	小	首輪なし	衰弱	エルザ動物医療センター

- 1 公示期間は、令和 7年11月 6日から同月 8日までとします。
- 2 公示期間満了後1日以内に引き取らないとき又は引き取る旨の申出のないときは、この動物は処分します。
- 3 収容動物を引き取る場合は、下記の電話番号に連絡の上、収容動物の保管に要した費用及び返還に要する費用を持参してください。
- 4 引取り場所 姫路市東郷町1451番地3 姫路市動物管理センター 電話番号（281）9741